平成２４年（フ）第４９８号
岡山市北区今３丁目16番13号、開始決定時の住所岡山市北区上中野２丁目８番11号
破産者　近藤　公一
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３２号
奈良県橿原市中曽司町107番地
破産者　中村　雅光
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
奈良県大和高田市大字有井90番地１　ベルグラン303号、開始決定時の住所時奈良県大和高田市大字池田481番地26
破産者　重松　秀明
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
川崎市川崎区大島１丁目10番３号　パークサイドＡＮ101、前住所川崎市川崎区藤崎４丁目16番10―504号
破産者　金子きよし
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６９３号
名古屋市天白区植田南３丁目902番地の１　ネオグランデ植田南302号、開始決定時の住所愛知県日進市岩崎町竹ノ山37番地834
破産者　日比　克幸
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３１号
名古屋市天白区野並１丁目42番地　デュエム野並５―Ｅ号
破産者　川本　幸広
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１８９号
名古屋市南区六条町１丁目34番地
破産者　髙橋設計こと　髙橋　　昇
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７号
神戸市北区北五葉６丁目１番42―402号、従前の住所神戸市北区桂木３丁目13番地の18　濵島方
破産者　志田　郁子
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７号
熊本県宇土市住吉町2052番地
破産者　槌山　清美
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１９号
岩手県久慈市山形町荷軽部第３地割18番地
破産者　谷地　廣志
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２７３８号
神奈川県大和市上草柳９丁目９番13号　県営鶴間タウンハウス602
破産者　安達　　涼（旧姓猪股）
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４６号
新潟県村上市関口935番地１
破産者　貝沼　誠司
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２号
岐阜県大垣市東前５丁目１番地１　福山通運社宅
破産者　五十川　丈
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町334番地１　グリーンハイツ202、開始決定時奈良県天理市三昧田町81番地１
破産者　古家　唯行
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５４２号
長崎県長崎市上小島３丁目１番５号
破産者　井上　　弘
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷479番地５
破産者　川上　鉄治
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
山口市佐山3691番地２
破産者　永冨　　豊
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係